

彦根愛知犬上地域
新ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書の概要

令和3年1月20日

彦根愛知犬上広域行政組合

本資料に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものです。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 2JHf 33)。本書に掲載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

1

目次

○事業の目的および内容	2
○計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解	13
○環境影響評価の対象とする環境要素	24
○現況調査の実施計画および予測・評価の手法	26
○環境影響評価のスケジュール	40
参考資料	43

事業の目的および内容

事業の目的および内容

事業者の名称等

- 事業者の名称 : 彦根愛知犬上広域行政組合
- 代表者の氏名 : 管理者 大久保 貴
- 主たる事務所の所在地 : 犬上郡豊郷町四十九院1252 「豊栄のさと」内

事業の名称

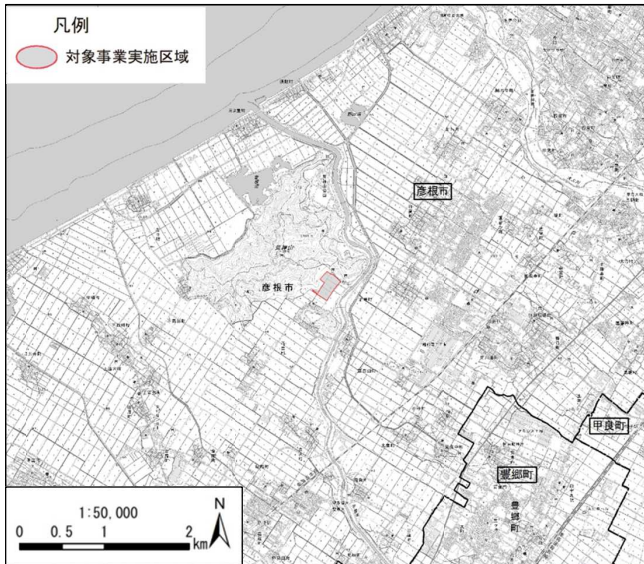
- 名称 : 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業
- 種類 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であり焼却により処理する施設の設置の事業

対象事業の目的

- 現在、彦根愛知犬上広域行政組合（以下「本組合」という。）を構成する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の圏域内における可燃ごみ処理施設は、彦根市清掃センター（昭和52年稼働）と、彦根市以外の4町が利用するリバースセンター（平成9年稼働）の2施設があるが、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいる。また、近年ごみ処理行政においては、経済面、効率面での最適化を実現する方策として、広域的なごみ処理体制の構築が重要とされている。そこで本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成11年3月）を契機に、広域でのごみ処理を目指し、新たなごみ処理施設の整備を行うこととした。

対象事業実施区域の位置・面積

項目	内容
対象事業実施区域の位置	彦根市清崎町地先(西清崎) (下図参照)
対象事業実施区域の面積	約 5.3 ha



対象事業実施区域位置図 (広域図)



対象事業実施区域位置図
(拡大図：航空写真)

対象事業の規模

焼却施設の施設規模

項目	内容
施設規模	147 t/日
処理対象ごみ量	39,729 t/年
処理対象ごみ	燃やすごみ、リサイクル施設からの可燃残さ、災害廃棄物

注) 「新ごみ処理施設整備基本計画」(令和元年10月)における計画値(144~147t/日)のうち環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す。現時点の設定であり、変更になる場合がある。

リサイクル施設の施設規模

項目	内容
施設規模	35 t/日
処理対象ごみ量	7,457 t/年
処理対象ごみ	燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみ(缶・金属類、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック、古紙・衣類、廃食用油、小型家電・乾電池・蛍光灯)、その他

注) 「新ごみ処理施設整備基本計画」(令和元年10月)における計画値(31~35t/日)のうち環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す。現時点の設定であり、変更になる場合がある。

公害防止基準

- 新ごみ処理施設が環境保全のために大気質に関する目標とする値（以下「公害防止基準」という。）については、関係法令等の規制値（以下「法規制基準値」という。）、参考とした既存の彦根市清掃センターの公害防止基準よりも厳しい基準とする。

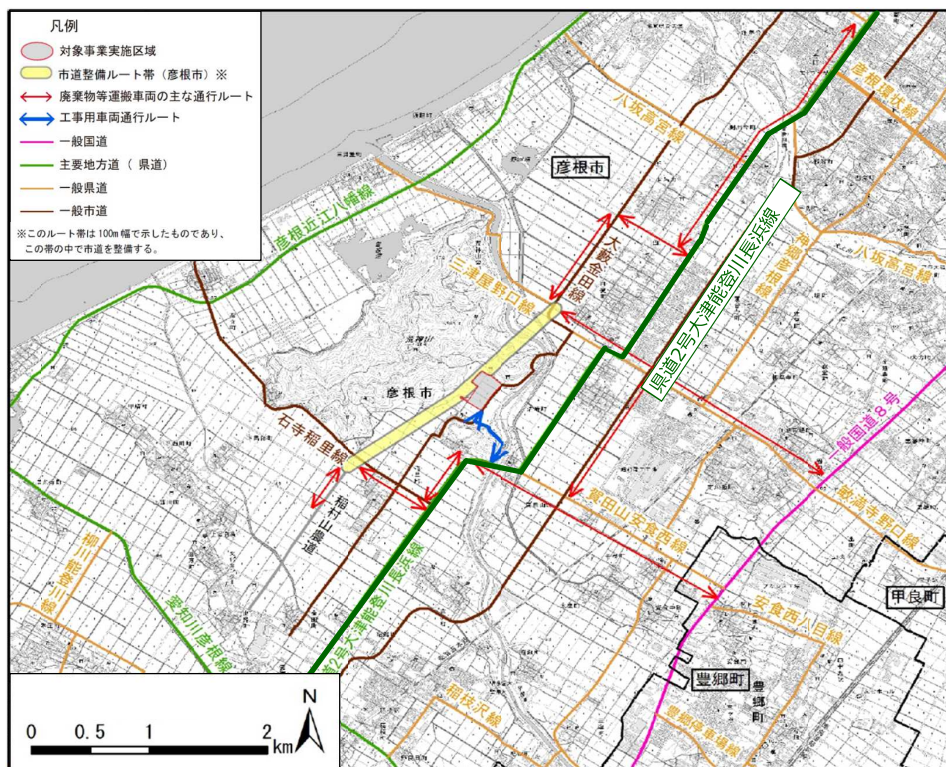
項目	新ごみ処理施設 公害防止基準	法規制基準値	【参考】彦根市清掃センター 公害防止基準
ばいじん (SPM)	0.01 g/m ³ _N 以下	0.08 g/m ³ _N 以下	0.01 g/m ³ _N 以下
塩化水素 (HCl)	30 ppm以下	430 ppm以下 (700mg/m ³ _N)	30 ppm以下
硫黄酸化物 (SO _x)	30 ppm以下	K値14.5以下 (約1,500ppm※) ※新施設の現時点での 排ガス条件から換算	K値14.5以下 (約740ppm※) ※清掃センター実績の排ガス 条件から換算
窒素酸化物 (NO _x)	50 ppm以下	250 ppm以下	250 ppm以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ _N 以下	1 ng-TEQ/m ³ _N 以下	1 ng-TEQ/m ³ _N 以下
一酸化炭素	20ppm以下 (4時間平均値)	30ppm以下 (4時間平均値) 100ppm以下 (1時間平均値)	20ppm以下 (4時間平均値)
水 銀	30 μg/m ³ _N 以下	30 μg/m ³ _N 以下	(平成30年4月1日から) 50 μg/m ³ _N 以下

排水計画

- 新ごみ処理施設から発生する施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。
- また、雨水については、事業実施区域内の調整池を経由して宇曾川に放流する計画としている。

関係車両の主要走行ルート計画

- 本事業に係る工事中の工事用車両は、一般国道8号や主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）から、対象事業実施区域の位置する清崎町に隣接する日夏町、賀田山町、稲里町の住居地域を迂回して対象事業実施区域に至る現道を走行する計画としている。
- 供用後の廃棄物等運搬車両は、同様に日夏町、賀田山町、稲里町の住居地域を迂回して彦根市が整備する市道を走行する計画としている。
- いずれの車両も県道2号には集中させないように配慮する。



関係車両の主要走行ルート

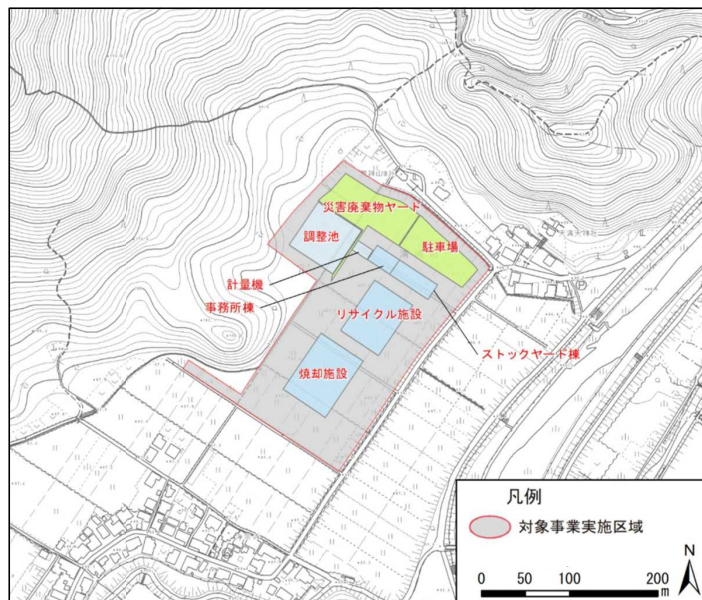
施設配置計画等

施設配置の詳細は今後の設計において決定するが、計画段階配慮事項の検討を踏まえて、現時点で想定している施設配置は図に示すとおりである。

対象事業実施区域北側集落への騒音、振動、悪臭、景観の影響、ならびに土砂災害の影響に配慮して、主要施設は対象事業実施区域の**南側**に配置する計画である。

また、焼却施設の煙突高さについては、計画段階における大気質および景観への影響検討の結果、80mより**59mの方が環境的に優位**となった。

今後具体的な設計を進め、環境影響が生じる可能性のある評価項目を選定したうえで詳細な現地調査を実施し、予測・評価を行う。



計画段階環境配慮書における複数案の検討結果の経緯を以下に示す。

施設の配置		A案（北側配置案）		B案（南側配置案）	
煙突高さ		X案（59m）	Y案（80m）	X案（59m）	Y案（80m）
騒音・悪臭	影響の程度	■騒音・振動・悪臭の影響 B案に比べて北側の家屋が近接するため、影響は大きい。			
	配慮事項	機械類は極低騒音および低振動の機種を採用するほか、必要に応じて防音・防振対策を講じることにより、周辺環境への影響の低減を図る。 ごみピットを負圧に保つことにより、外部への悪臭漏洩を防止する。			
	相対評価	△	△	○	○
大気質	影響の程度	■煙突排ガスの寄与濃度（長期濃度・短期濃度） 煙突排ガスの寄与濃度は、Y案に比べて大きくなる傾向がみられる。			
	影響の程度	煙突排ガスの寄与濃度は、X案に比べて小さくなる傾向がみられる。	煙突排ガスの寄与濃度は、Y案に比べて大きくなる傾向がみられる。	煙突排ガスの寄与濃度は、X案に比べて小さくなる傾向がみられる。	煙突排ガスの寄与濃度は、Y案に比べて大きくなる傾向がみられる。
	影響の程度	寄与濃度（長期濃度）のバックグラウンド濃度に対する割合はわずかであり、環境基準を達成すると想定される。			
	配慮事項	最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準値を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。			
相対評価	○	○	○	○	

注)影響の程度と配慮事項を踏まえて複数案の相対的な評価を行った。

施設の配置		A案（北側配置案）		B案（南側配置案）	
煙突高さ		X案（59m）	Y案（80m）	X案（59m）	Y案（80m）
景観	影響の程度	■北側の参道、家屋等に対する擁壁による景観(圧迫感)の影響 施設の存在による圧迫感は、B案に比べて大きくなる。			
	影響の程度	■施設の存在による主要な眺望点および近傍集落等からの眺望景観への影響 Y案に比べて小さくなる。			
	影響の程度	X案に比べて大きくなる。	Y案に比べて小さくなる。	X案に比べて大きくなる。	Y案に比べて小さくなる。
	影響の程度	B案に比べて施設が視認しやすくなるため影響は大きくなる。		A案に比べて施設が視認しにくくなるため影響は小さくなる。	
配慮事項	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。 特に北側参道・家屋に対して擁壁・施設による圧迫感の影響については、造成区域周囲の構造・形状の工夫により低減する。				
相対評価	△	×	○	△	
土砂災害時	影響の程度	■土砂災害による影響を受ける可能性 施設が北側に配置され、荒神山の土砂災害警戒区域に近接することから、B案に比べて大きくなる。			
	影響の程度	施設が南側に配置され、荒神山の土砂災害警戒区域との離隔が確保されるため、A案に比べて小さくなる。			
	配慮事項	土砂災害警戒区域から可能な限り離隔を確保して施設を配置する。			
相対評価	△	△	○	○	
総合評価	各配慮事項項目における影響の程度と配慮事項を踏まえ、計画段階において環境的に優位な案はB案（南側配置案）X案（煙突高さ59m）と評価する。				

注)影響の程度と配慮事項を踏まえて複数案の相対的な評価を行った。

知事意見およびそれに対する事業者の見解

項目	意見等の内容	事業者見解
全般的事項	(1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。	今後の手続を進めるに当たっては、環境影響評価手続きにおける住民説明会のほか、周辺の地域住民に対して、素案段階で事前に情報提供や説明を行い、本事業における環境影響および環境保全について、丁寧に周知・説明し、理解を得るよう努めます。
	(2) 焼却施設、リサイクル施設の処理方式および処理フロー、事業実施想定区域周辺の道路整備計画を踏まえた関係車両の走行ルート等、本事業の内容を方法書に具体的に示すこと。なお、計画段階環境配慮書における複数案から当該事業に至った経緯についても記述すること。	焼却施設やリサイクル施設の処理方式や処理フロー、事業実施想定区域周辺の道路整備計画を踏まえた関係車両の走行ルート等、本事業の具体的な内容は方法書に示し、調査・予測・評価の手法を設定しました。 なお、計画段階環境配慮書における複数案に基づく環境配慮の検討経緯については、調査、予測・評価の検討を踏まえて、準備書において記述します。
	(3) 方法書以降の手続きにおいて、動物・植物や文化財等の計画段階配慮事項に選定されていない環境要素に係る項目を適切に追加し、調査、予測および評価を行うこと。その際、琵琶湖国定公園区域である荒神山、有形文化財の荒神山神社遷拝殿、地域の集落等が事業実施想定区域に近接している地域特性に留意すること。	本事業の内容、事業実施想定区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況、計画段階環境配慮書に対する意見等を踏まえ、計画段階配慮事項に選定されていない環境要素に係る項目を適切に追加し、調査、予測および評価を行います。また、その際、事業実施想定区域に近接している琵琶湖国定公園区域の荒神山、有形文化財の荒神山神社遷拝殿、地域の集落等に十分留意します。
	(4) 計画段階環境配慮書に係る記述内容に、不十分または不適切な点がみられたことから、方法書以降の図書の作成に当たっては、使用する文献やデータの出典元に誤りがないこと等を確認すること。	計画段階環境配慮書における複数案の設定根拠については、再整理を行い方法書に記載しました。また、方法書以降の手続においては、使用する文献やデータは、出典元に誤りがないこと等を確認したうえで調査、予測および評価に適切に反映させます。

知事意見およびそれに対する事業者の見解

項目	意見等の内容	事業者見解
全般的事項	(5) 事業実施想定区域の一部が土砂災害警戒区域および洪水浸水想定区域（愛知川・宇曾川）に指定されていることから、大雨による土石流、浸水等の自然災害への対策を十分講ずることにより、災害に配慮した施設となるよう検討すること。	事業実施想定区域においては、敷地全体を嵩上げし、建屋内の配置上の工夫（電気室や制御室を2階に配置するなど、重要設備の浸水を防ぐ）により、大雨による土石流、浸水等の自然災害への対策を十分講ずることにより、災害に配慮した施設となるよう検討します。
	(6) 滋賀県の「しがCO ₂ ネットゼロ」ムーブメント」の推進や資源の有効活用の観点から、サーマルリサイクルやマテリアルリサイクルに関する技術を積極的に導入する等、地域における循環型社会の形成に資する施設となるよう検討すること。	本事業では、新ごみ処理施設整備基本計画（令和元年10月）において、施設整備の理念として、資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設をあげており、ごみからのマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルを積極的に行い、循環型社会の形成に貢献できる施設整備を検討していきます。
個別的事項	(1) 大気質 焼却方法や排ガス処理方法等、焼却施設の内容を明確にするとともに、排ガスの諸元を適切に設定し、事業実施想定区域に荒神山が近接する等の地勢、煙突周辺の建物形状や気象条件を十分に考慮したうえで調査、予測および評価を行うこと。	大気質に係る調査については、現地における上空風の年間連続観測、現地拡散実験等を実施し、荒神山が近接する等の地勢の影響を考慮した詳細な気象条件を把握します。また、焼却方法や排ガス処理方法等、焼却施設の内容を明確にするとともに、排ガスの諸元を適切に設定し、煙突周辺の建物形状を十分に考慮したうえで予測および評価を行います。
	(2) 騒音・振動 焼却施設やリサイクル施設の内容および本事業に係る関係車両の走行ルートや通行量等を適切に設定し、調査、予測および評価を行うこと。	騒音・振動に係る調査については、本事業に係る関係車両の走行ルートおよび保全対象の位置を考慮した調査地点を適切に設定し、実施します。また、焼却施設やリサイクル施設の内容および関係車両の通行量等を適切に設定し、施設騒音・振動、道路交通騒音・振動の予測および評価を行います。

知事意見およびそれに対する事業者の見解

項目	意見等の内容	事業者見解
個別的事項	(3) 動物・植物 事業実施想定区域およびその周辺には、耕作されていない水田等の湿地や水路が存在していることから、これらの環境に生息または生育する水生生物や湿生植物に係る調査地点を適切に設定し、調査、予測および評価を行うこと。	水生生物や湿生植物については、主要な生息・生育環境として、耕作されていない水田等の湿地や水路に注目し、対象事業実施区域周辺の200mの範囲に調査地点を設定し、調査、予測および評価を行います。
	(4) 景観 事業実施想定区域は彦根市景観計画における「田園集落ゾーン」に位置していることから、当該計画の趣旨を踏まえた施設内容や調査地点を設定し、調査、予測および評価を行うこと。 その際、荒神山、荒神山神社遙拝殿、地域の集落等が事業実施想定区域に近接していることに留意するとともに、周辺からの眺望景観についても十分な予測および評価を行えるよう調査地点を設定すること。	景観については、彦根市景観計画に留意し、事業実施想定区域が位置する「田園集落ゾーン」における景観形成基本方針および指針に基づいて本事業に係る景観保全方針を検討します。この景観保全方針に基づいて、計画施設の自然環境等と調和を考慮した施設内容や調査地点を設定し、調査、予測および評価を行います。 また、その際、事業実施想定区域に近接している荒神山、荒神山神社遙拝殿、地域の集落等に留意するとともに、周辺からの眺望景観についても十分な予測および評価を行えるよう調査地点を設定します。
	本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。	本事業の実施に当たっては、環境基本法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、彦根市景観計画等の各種法令等を遵守するとともに、対象事業実施区域周辺地域の環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。

彦根市長の意見およびそれに対する事業者の見解

項目	意見等の内容	事業者見解
予測評価 (文化財)	事業実施区域隣接地の彦根市指定文化財荒神山神社遙拝殿(旧観徳殿)について、指定文化財としての規制や制限はないが、荒神山神社の宗教活動への配慮が必要と考えられるため、影響調査していただきたい。	方法書において、「荒神山神社遙拝殿」の現況調査および予測評価を計画し、事業の実施による影響について検討します。
予測評価 (景観)	古城山風致地区(山崎山)も景観資源として位置付けた方がよい。	方法書において、景観資源の「古城山風致地区(山崎山)」の現況調査を計画しました。
	主要な眺望点に客や往來の多い荒神山公園、朝鮮人街道沿道(南、北)、湖岸道路からの施設(煙突)と山の稜線との関係を確認する眺望景観が必要ではないか。 設定した主要な眺望点から見える施設では不十分なところがある。荒神山周縁の景観資源(表5.3-2中、1,3,5,6,7,8,9、10)を視点場として、荒神を背景に施設がどのように見える(見えない)かのシミュレーションが必要ではないか。	配慮書では一般的に入手可能な文献資料等で確認された主な眺望点からの計画施設を含む眺望景観を調査対象としました。 ご意見を踏まえ、方法書において、荒神山公園、朝鮮人街道沿道、湖岸道路などの眺望点の現況調査を計画しました。また、準備書においては、これらの眺望点からの荒神山や山崎山を背景とした計画施設の見え方について予測を行います。
	視対象(当該施設)の方向を見た写真が必要ではないか(見えないことを示すもの)。視対象を背後にした写真は本調査での必要性は低い。本来は、荒神山(山崎山を含む)が大きな視対象となるため、上記のような山以外の視点場から見た眺望景観を考えた時に、荒神山や山崎山の稜線と施設(煙突)との関係を確認する必要があるのではないか。	
	朝鮮人街道・湖岸道路等から荒神山や山崎山を背景とした視対象としたときのフォトモンタージュでの予測結果が必要ではないか。	
	山崎山の視点場において、施設(煙突)側を見た時に、どう映るのかの確認も必要ではないか。 予測結果において、景観資源としていない高取山の山並みのスカイラインが含まれることについて、高取山の景観が重要であることの説明を加えるべきではないか。	配慮書において文献を元に山崎山城址を主要な眺望点として選定していますが、当該箇所から事業実施想定区域方向は視認できないことを確認しています。 ご意見を踏まえ、方法書において、地域の景観特性を踏まえた適切な視点場や景観資源について再検討を行い、現況調査を計画しました。

一般意見およびそれに対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
1	事業の目的および内容	荒神山正面の山麓に広域のごみ処理施設が建設されることから風評被害による神社としての損失を心配しています。施設建設による神社等への科学的・物理的な影響調査と、実感的・心情的な影響について十分に検討いただきたい。	本事業の実施に当たっては、滋賀県環境影響評価条例に基づき、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測を行うとともに、必要な環境保全措置の検討を行い、周辺地域の環境の保全に配慮した事業計画の立案を行ってまいります。 具体的には、焼却施設の煙突排ガス、各施設からの騒音・振動、施設の使用による眺望景観への影響等について、科学的・物理的、実感的・心情的な影響調査を行います。今後の方法書以降の手続においては、現地の環境の状況を把握したうえで、各影響の予測評価を行い、必要な環境保全対策を検討することで、風評被害が生じることのないよう努めます。 また、整備するごみ処理施設そのものについても、環境面での法令遵守はもとより、ごみ処理以外の機能（啓発機能・自主避難所機能等）を併せ持った親しまれる施設になるよう努めることで、神社の尊厳を害することのないよう努めます。
2		礼拝施設である遷拝殿から出来る限り対象施設を遠ざけていただきたい。	配慮書において、施設の配置に係る複数案を設定のうえ、騒音・振動および悪臭に係る影響の程度について評価を行いました。 今後、配慮書の検討結果を踏まえて、施設の配置計画を検討し、準備書段階で予測・評価のための事業者案をお示しする予定です。
3		ごみ処理施設の煙突より高くて近い距離に神社（礼拝所）があるような例が他にあれば調べていただきたい。	ごみ処理施設の近傍に神職が常駐すると考えられる神社が存在する例について今後調査を行い、環境影響評価や事業計画の策定にあたって参考とします。
4		彦根市・犬上郡・愛荘町全域からの家庭ごみが、荒神山神社の正面麓に位置する場所に集められること、長期的に礼拝施設より低い位置にある煙突から排気が行われる状態は、公然と崇敬の対象物の尊厳を害する不敬行為と感ぜられる。	方法書以降の手続において、煙突排ガスの影響を対象とした現況調査、予測および環境保全措置の検討を行います。崇敬の対象物である荒神山神社の尊厳を害することのないよう、周辺地域も含めた環境保全に努めます。

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
5	事業の目的および内容	3炉×50t/日、もしくは150t/日以上の処理能力となる施設にして頂きたい。（災害時対応を含めると3炉×80t/日、24時間稼働も検討いただきたい。） リサイクル施設も50～60t/日などの大規模施設としていただきたい。	焼却施設の炉数については、本施設の施設整備基本計画において2炉構成および3炉構成の比較検討を行っております。その結果、建設費や維持管理費、必要面積等が相対的に低くなり、経済性および周辺環境との調和の観点で優位と考えられる2炉構成で計画することとしました。 配慮書で示した焼却施設とリサイクル施設の処理能力の計画値は、施設整備基本計画の中で実施した将来のごみ量予測に加え、焼却施設については災害廃棄物の受入れも考慮して設定したものです。今後、1市4町統合の一般廃棄物処理基本計画を策定していく中で、改めて処理能力の計画値も検討していきます。
6		水銀値において、法規制基準値が新ごみ処理施設公害防止基準と同じ「30 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」であるが、当新ごみ処理施設をもっと厳しく設定すべきである。 十二分に環境に配慮していただきたい。	本施設の排ガス処理の方式としては、排ガス中への活性炭吹込み+バグフィルタでの捕集を行う計画であり、これは水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出抑制対策として、一般廃棄物焼却施設に求められる「利用可能な最良の技術」として定められたものであり、水銀における法令の公害防止基準「30 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」を遵守する計画としています。 煙突排ガス中の水銀濃度は、水銀含有廃棄物（水銀体温計・血圧計など）が焼却対象物に混入した時に、瞬時的に否応なく高い値となります。瞬時的に煙突排ガス中の水銀濃度が高くなった際には、緊急的に活性炭吹込量を増やす等により濃度の低下を図ります。したがって、投入されるごみの影響を大きく受けてしまうため、施設として自主基準値を厳しく設定することができません。 排ガス中の水銀濃度低減のためには、水銀含有廃棄物の分別排出徹底が最も有効です。水銀含有廃棄物が可燃ごみと分別して排出・処理されるよう、啓発を進めてまいります。
7		町内を通る県道2号線に関して、工事車両や新施設開設後の主要なごみ収集運搬車両の搬入路となることで、交通事故の多発が憂慮されるため、中沢信号交差点および県道2号線の狭隘箇所を解消を図っていただきたい。	供用開始後のアクセス道路については、現在彦根市が整備計画の検討を行っております。施設周辺の道路整備は、安全面も含め、彦根市の道路整備計画の中で検討されます。 また、工事用車両の走行ルートの設定に当たっては地元住民の意見を勘案しつつ道路管理者と協議の上設定します。 これを踏まえ、方法書以降の手続において、工事用車両、ごみ収集運搬車の走行による影響について調査、予測・評価を実施します。

計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
8	事業の目的および内容	交通量の分散化を図るとともに、主要な搬入路の変更をしていただきたく、町内西側に位置する安食川の右岸側に新設道路を敷設していただきたい。	施設周辺の道路整備に当たっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備を行います。方法書において、彦根市が計画している市道整備計画における事業実施想定区域へのアクセスルートを示しました。
9		環境配慮書にはゴミ等の外部の搬入、搬出路が示されていないが、早期に開示していただきたい。	施設周辺の道路整備に当たっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備を行います。方法書において、彦根市が計画している市道整備計画における事業実施想定区域へのアクセスルート（ゴミ等の搬入・搬出路）を示しました。
10		今回の計画で、字山崎内の道路に毎日400～500台以上の車の出入りがないように配慮してほしい。現在山崎の字内の道路交通量が現在以上となることは避けていただきたい。	施設周辺の道路整備に当たっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備を行います。方法書において、彦根市が計画している市道整備計画における事業実施想定区域へのアクセスルートを示しました。 アクセスルートの設定に当たっては、可能な限り既存の集落内道路の通行は避けるように検討します。また、毎日400～500台以上の車両の出入りは、現在の彦根市清掃センターへの直接持込車両が多いことによります。今後、新施設の稼働に向け、出入り車両の台数の低減を図ってまいります。
11		整備事業に係る基本計画の中に、各圏域ポイントでの有害物質の定点観測ポストを設置していただきたい。	方法書以降の手续において、大気質の影響に係る詳細な調査、予測を行い、必要な環境保全対策を検討のうえ施設計画に確実に反映することにより、周辺地域の環境を保全します。 定点観測ポストにつきましては、施設の外に観測機を設置すると、施設稼働以外の影響を受ける可能性が高く、施設稼働による直接的な影響把握を行えません。したがって、本施設においては、煙突出口において排ガス中に含まれる有害物質濃度のモニタリング設備を設置し、排ガス中の大気汚染物質に係る公害防止基準を確実に遵守するとともに、その結果を適切に公開することにより、周辺環境への影響の防止を図ってまいります。

計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
12	事業の目的および内容	定点観測ポイントと中央コントロール間を結び、運転状況における各有害物質の飛散量のチェック、また施設整備の運転の停止、点検等を行い、住民が安心して生活できる整備事業であってほしい。	方法書以降の手续において、大気質の影響に係る詳細な調査、予測を行い、必要な環境保全対策を検討のうえ施設計画に確実に反映することにより、周辺地域の環境を保全します。 施設の稼働にあたっては、煙突出口において排ガス中に含まれる有害物質濃度のモニタリング設備を設置し、排ガス中の大気汚染物質に係る公害防止基準の遵守を徹底します。また、必要な点検等を行い、施設の安定稼働および周辺への環境負荷の低減、住民の皆様が安心して生活できる環境の確保に努めます。
13	計画段階配慮事項の選定	計画段階配慮事項に荒神山神社についても選定されるべきであり、荒神山神社の環境への万全の配慮と安心の確保に積極的に取り組んでいただきたい。	荒神山神社については、方法書以降の手续において、事業の実施により影響が想定される評価項目を設定し、調査、予測評価を行い、環境への万全の配慮と安心の確保に努めてまいります。
14	計画段階配慮事項の予測および評価	ごみ処理施設および煙突排気口から荒神山神社拝殿までの距離、高低差、年間の風向、排気の流れや騒音、臭気の影響等について調査の上、説明して頂きたい。	方法書以降の手续において、大気質や騒音、悪臭を評価項目に選定のうえ、事業実施想定区域および周辺地区における環境調査、施設の稼働等に係る影響の予測および必要な環境保全措置の検討を行います。なお、各影響の予測にあたっては、ごみ処理施設および煙突排気口から荒神山神社拝殿までの距離、高低差、年間の風向、排気の流れや騒音、悪臭の現況等について調査を行います。
15	計画段階配慮事項に係る評価の結果	景観について、ごみ処理施設と荒神山が重なって見える様々な場所（彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町・愛荘町・東近江市（旧湖東町や愛東町））の各地点からの景観をお示しいただきたい。	方法書以降の手续において、景観資源、眺望点の再検討を行い、事業実施想定区域周辺を視点場として荒神山を背景にしたときのごみ処理施設の見え方について検討を行います。 なお、施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省監修）より事業実施想定区域から半径3km程度と想定されるため、この範囲に含まれる彦根市および豊郷町を対象に調査、予測および評価を行うことを想定しています。

計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解

22

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
16	計画段階配慮事項 予測および評価の結果	ごみ処理施設や煙突が、神社が鎮座する荒神山山頂の前にどのように見えるかを確認し、景観による影響を示していただきたい。	方法書以降の手续において、景観資源、眺望点の再検討を行い、事業実施想定区域周辺を視点場とし、神社が鎮座する荒神山山頂を背景にしたときのごみ処理施設の見え方について検討を行います。 なお、施設存在に伴う景観に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省監修）より事業実施想定区域から半径3km程度と想定されるため、この範囲に含まれる彦根市および豊郷町を対象に調査、予測および評価を行うことを想定しています。
17		煙突の高さY案80mでは航空法の制約より煙突面を赤色で着色することになっているが、その場合の眺望景観への影響等について言及されていないのはなぜか。	航空法において、地上高さ60m以上の建築物にはその規模や立地条件に応じて航空障害灯または赤色の昼間障害標識を設置することとなっています。配慮書の段階ではこれらの設置内容は未定であるため煙突高さの違いによる影響について検討を行いました。今後の事業計画の検討において、航空法に基づく措置が必要となった場合には、煙突の色彩も考慮の上、景観への影響を検討します。
18	その他	6月9日～6月22日まで「配慮書」を借用したい。	配慮書は、縦覧期間後も引き続き当組合ホームページでご覧いただくことが出来ます。また、縦覧期間後ご要望があれば貸し出しにも対応します。
19		配慮書の縦覧期間を、意見書提出と同じ6月22日まで伸ばしてほしい。	配慮書は、縦覧期間後も引き続き当組合ホームページでご覧いただくことが出来ます。縦覧期間後ご要望があれば貸し出しにも対応します。
20		配慮書の縦覧期間と、意見書提出期間を合わせてほしい。	滋賀県環境影響評価条例において、配慮書の縦覧期間は1月間と定められていますが、意見書提出期間に関する規定はありません。 一方、同条例において、環境影響評価方法書の縦覧期間は1月間、意見書提出期間は縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間とされています。 本事業においては、配慮書の縦覧等について、方法書に係る規定を参考に、縦覧期間および意見書提出期間を設定しました。 なお、配慮書は縦覧期間後も引き続き当組合ホームページでご覧いただくことが出来ます。また、縦覧期間後ご要望があれば貸し出しにも対応します。

計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解

23

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
21	その他	配慮書は誰が作り、誰が監修しているのか。基準を厳しくすればするほど、財源が増える。近隣府県での施設と比較して、設定基準等遜色のない施設を作っていたらきたい。	配慮書は本組合がコンサルタントの協力を得ながら作成しました。 配慮書に記載している公害防止基準は、施設整備基本計画検討委員会からのご意見も踏まえて適正に設定しており、現在の彦根市清掃センターよりも厳しい基準値となっているほか、全国の施設と比較しても十分低い値となっております。新施設の供用後は現在の彦根市清掃センターは廃止となりますので、施設の更新により環境の改善が図られるものと考えております。今後の施設計画においても、多くの方々からのご意見を踏まえて、より良い施設を目指して検討を進めてまいります。
22		建設当時の職員さん達にとっても後々まで誇れる環境に十二分に配慮した施設となる様、ご尽力ください。	多くの方々からのご意見を踏まえて、環境に十二分に配慮したより良い施設を目指して検討を進めてまいります。
23		山崎山の崩壊防止対策事業、土砂災害防止法の際のように、地元と協力して事業を進めて頂きたい。	地元の住民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、災害防止、環境保全に配慮して事業を進めてまいります。

環境影響評価の対象とする環境要素

環境影響評価の対象とする環境要素 25

環境要素	環境影響要因	現況調査	予測・評価					
			工事の実施			存在・供用		
			土地の改変	重機の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
大気質	二酸化硫黄	●					●	
	窒素酸化物	●		●	●		●	●
	浮遊粒子状物質	●		●	●		●	●
	粉じん等	●		●			●	
	その他の物質*	●					●	
騒音		●		●	●		●	●
超低周波音		●					●	
振動		●		●	●		●	●
悪臭		●					●	●
水質	水の濁り	●	●					
	水の汚れ	●						
地下水	水位・流れ	●						
土壌	汚染	●						
動物		●	●	●				
植物		●	●					
生態系		●	●	●				
景観		●				●		
人と自然との触れ合いの活動の場		●			●	●		●
廃棄物等		●	●				●	
温室効果ガス		●		●	●		●	●
文化財		●		●	●	●		●
伝承文化		●		●	●	●		●

※その他の物質：塩化水素、水銀およびその化合物、ダイオキシン類
 注) 「水質（水の汚れ）」、「地下水（水位・流れ）」および「土壌（汚染）」は環境影響評価の対象外とした項目であるが、工事の実施もしくは土地または工作物の存在および供用の時点においてこれらの項目に係る環境の変化が確認された場合、本事業との関連性を検証するため、現地調査により現況を把握するものである。

現況調査の実施計画および 予測・評価の手法

現況調査の実施時期予定

項目	年月	令和3年												令和4年							
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
大気質				●			●			●			●								
気象			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
騒音													●								
超低周波音													●								
振動													●								
悪臭														●							
水質 (水の濁り・汚れ)				●			●			●			●								
地下水 (水位・流れ)																					
土壌 (汚染)																					
動物	哺乳類			●			●			●			●								
	鳥類				●	●				●			●								
	猛禽類	●	●	●	●	●	●	●						●	●	●	●	●	●	●	
	両生類				●					●											
	爬虫類				●		●			●						●					
	昆虫類				●	●	●	●		●											
	陸産貝類						●				●										
	魚類				●		●			●				●							
	底生動物				●		●			●				●							
植物	植物相			●			●			●											
	植生									●											
景観			●			●				●			●								

注) 現時点での計画であり、変更になる可能性がある。

環境要素・調査項目		調査時期・頻度	
大気質・気象	一般環境 (二酸化硫黄・窒素酸化物・浮遊粒子状物質・その他の物質※) 降下ばいじん	1週間×4季(春,夏,秋,冬) 1ヶ月×4季(春,夏,秋,冬)	
	道路沿道環境(窒素酸化物・浮遊粒子状物質)	1週間×4季(春,夏,秋,冬)	
	気象 地上気象(風向・風速・気温・湿度・日射量・放射収支量) 上層気象	①	1年間(1時間値連続測定) 7日間(8回/日)×4季(春,夏,秋,冬)
		②	1年間(1時間値を連続測定)
	現地拡散実験	7日間(10ケース)×2季(夏,冬)	
騒音・振動 音・超低周波音	環境騒音・振動	平日・休日に各1回(24時間)	
	道路沿道騒音・振動		
	交通量		
	地盤卓越振動数		
悪臭	特定悪臭物質濃度	2回(夏季,冬季)	
	臭気指数	1年間(1時間値を連続測定)	
	気象の状況	1年間(1時間値を連続測定)	
地下水	地下水の利用の状況(井戸の位置、利用状況、水位等)	地下水の利用の状況を把握できる任意の時期	

調査位置

環境要素・調査項目	調査時期・頻度
汚染土壌 土壌のダイオキシン類および土壌環境基準項目	1回(任意の時期)

注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。
※塩化水素、水銀およびその化合物、ダイオキシン類

凡例

- 対象事業実施区域
- 市道整備ルート(彦根市)
- 廃棄物等運搬車両の主な通行ルート
- 工事用車両通行ルート
- 一般国道
- 主要地方道(県道)
- 一般県道
- 一般市道
- 大気質・気象・騒音・超低周波音・振動、悪臭・土壌(汚染)一般環境調査地点
- 大気質・騒音・振動: 沿道調査地点

環境要素・調査項目		調査時期・頻度
水質	水の濁り 降雨時の水質、流量の状況	3回(降雨時)
	土質の状況	1回(任意の時期)
	水の汚れ 降雨時の流れの状況	3回(降雨時)
動物	生活環境項目	無降雨時の4回(春,夏,秋,冬)
	有害物質	無降雨時の2回(夏,冬)
	流量	無降雨時の4回(春,夏,秋,冬)
動物	動物相の状況(哺乳類・一般鳥類・猛禽類・両生類・爬虫類・昆虫類・陸産貝類・魚類・底生動物)	動物・植物その他自然環境の特性を踏まえて、重要な種および注目すべき生息地・群落等に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯(具体的な時季はP34で説明)
	重要な種の分布・生息の状況および生息環境の状況	
植物	注目すべき生息地の分布ならびに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況および生息環境の状況	動物・植物と同様
	植物相・植生の状況	
植物	植物の重要な種および群落の分布、生育の状況および生育環境の状況	動物・植物と同様
	植物の重要な種および群落の分布、生育の状況および生育環境の状況	

調査位置

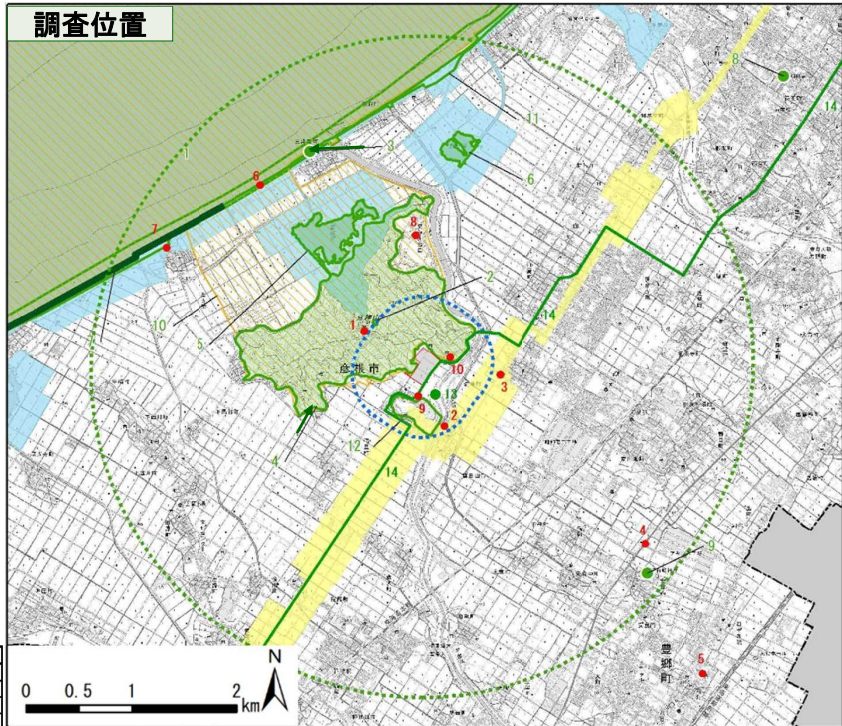
環境要素・調査項目	調査時期・頻度
生態系 動植物その他の自然環境に係る概況	動物・植物と同様
複数の注目種等の生態、他の動植物との関係または生息環境もしくは生育環境の状況	

注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。

凡例

- 対象事業実施区域
- 河川、湖沼
- 対象事業実施区域からの排水経路
- 動物(猛禽類を除く)・植物相 調査範囲
- 鳥類(猛禽類)・植生 調査範囲(対象事業実施区域から1,000m程度範囲(荒神山を含む))
- 水質調査地点
- 対象事業実施区域からの放流地点およびその合流直後の河川3地点

環境要素・調査項目		調査時期・頻度
景観	主要な眺望点	主要な眺望点および景観資源ならびに主要な眺望景観に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯
	主要な眺望景観	4季 (春,夏,秋,冬)
	景観資源	主要な眺望点と同様



注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。

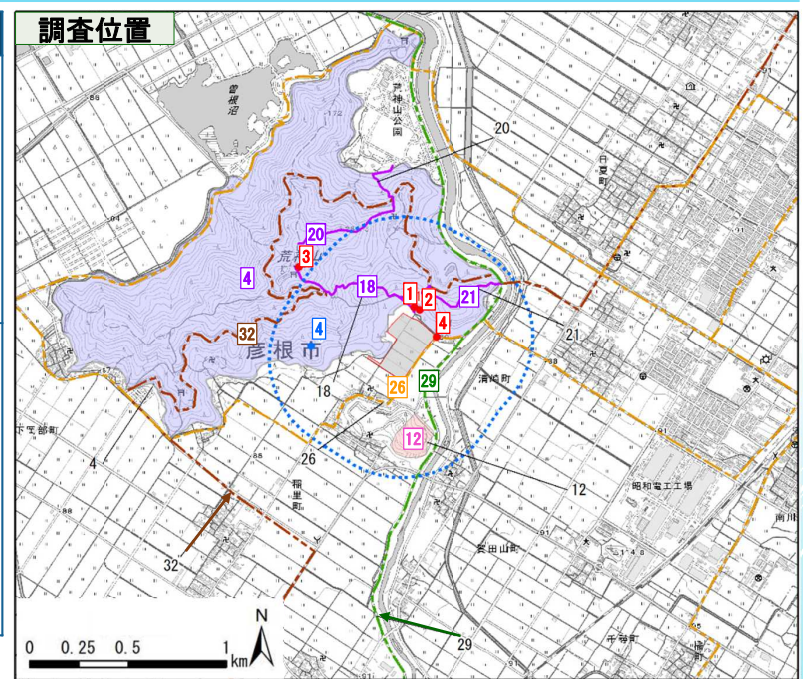


No.	名称
1	琵琶湖
2	荒神山のタブ林
3	三津屋のハマヒルガオ群落
4	荒神山
5	曾根沼
6	野田沼
7	石寺浜並木
8	明照寺庭園
9	阿自岐神社庭園
10	琵琶湖国定公園
11	彦根長浜湖岸風致地区
12	山崎山(古城山風致地区)
13	宇留川沿いの桜並木
14	朝鮮人街道*

No.	名称
1	林道 荒神山線
2	宇留川大山橋
3	グリーンピア交差点
4	豊郷町国道8号
5	豊郷小学校旧校舎群
6	湖岸道路①
7	湖岸道路②
8	荒神山公園
9	西清崎(南)集落
10	天満天神社

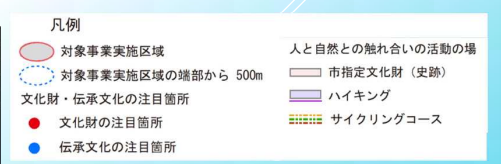
*朝鮮人街道については、街道周辺に広がる農地や集落を景観資源とする。

環境要素・調査項目		調査時期・頻度
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場の概況	4季 (春,夏,秋,冬)
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況および利用環境の状況	
文化財	有形の文化財の分布状況	有形文化財・伝承文化の特性を踏まえて調査地域における有形文化財・伝承文化に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯
伝承文化	地域に密接に関連する伝承文化の状況およびその歴史	



No.	名称	備考
1	荒神山神社遺跡	彦根市指定文化財
2	荒神山神社島居	国登録文化財
3	荒神山神社本殿ほか	彦根市指定文化財・国登録文化財
4	荒神山神社参道の道標	
1	へび岩信仰	へび岩

No.	名称
4	荒神山
12	山崎山城跡
18	木坂
20	三角点コース
21	大溝コース
26	66かまどコース
29	ホントの宇留川ルート
32	特別史跡を行く-安土城跡と彦根城跡



注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。

■主な調査の実施イメージ



環境要素 影響要因		予測する事項	予測地域・地点	予測の 基本的な手法
大気質	工事の 実施	重機の稼働	調査地域内に位置する集落の代表地点	ブルーム式およびパフ式による計算を基本とした方法 (年平均値)
		降下ばいじん量		降下ばいじんの発生および拡散に係る既存データの事例の引用または解析
	存在・ 供用	工事用車両の走行	工事用車両走行の走行ルートが接続する主要地方道大津能登川長浜線(県道2号)沿道の代表地点	ブルーム式およびパフ式による計算を基本とした方法 (年平均値)
		施設の稼働	調査地域内に位置する集落の代表地点	ブルーム式およびパフ式による計算を基本とした方法等 (年平均値、1時間値)
	施設関連車両の走行	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	施設関連車両が走行する主要地方道大津能登川長浜線(県道2号)等の沿道の代表地点とする。	類似事例の引用および環境保全措置の内容をふまえた定性的な方法
		粉じん等		ブルーム式およびパフ式による計算を基本とした方法 (年平均値)

環境要素 影響要因		予測する事項	予測地域・地点	予測の 基本的な手法
騒音	工事の 実施	重機の稼働	建設騒音	音の伝搬理論に基づく予測式により計算する方法
		工事用車両の走行	道路交通騒音	
	存在・ 供用	施設の稼働	施設騒音	
		施設関連車両の走行	道路交通騒音	
超低周波音	存在・ 供用	施設の稼働	超低周波音	予測地域における超低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点 距離減衰式等による計算または類似事例の引用による定性的な方法

環境要素 影響要因		予測する事項	予測地域・地点	予測の 基本的な手法
振動	工事の 実施	重機の稼働	建設振動	距離減衰式により計算する方法
		工事用車両の走行	道路交通振動	工事用車両の走行ルートが接続する主要地方道大津能登川長浜線(県道2号)沿道の代表地点 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算
	存在・ 供用	施設の稼働	施設振動	予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 距離減衰式により計算する方法
		施設関連車両の走行	道路交通振動	施設関連車両が走行する主要地方道大津能登川長浜線(県道2号)等の沿道の代表地点等 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算

環境要素 影響要因		予測する事項	予測地域・地点	予測の 基本的な手法
悪臭	工事の 実施	施設の稼働	臭気指数	悪臭に係る環境影響を受け るおそれがあると認められ る地域
	存在・ 供用	施設関連車両の 走行		
水質	工事の 実施	土地の改変	水の濁り(浮遊物 質量)	土砂による水の濁りに係る 環境影響を受けのおそれが あると認められる地域
動物	工事の 実施	土地の改変	重要な種および注 目すべき生息地に 係る環境影響	重要な種および注目すべき 生息地に係る環境影響を受 けるおそれがあると認めら れる地域
		重機の稼働		
植物	工事の 実施	土地の改変	重要な種および群 落に係る環境影響	重要な種および群落に係る 環境影響を受けのおそれが あると認められる地域
生態系	工事の 実施	土地の改変	注目種等に係る環 境影響	注目種等に係る環境影響を 受けのおそれがあると認め られる地域
		重機の稼働		

環境要素 影響要因		予測する事項	予測地域・地点	予測の 基本的な手法
景観	存在・ 供用	施設が存在	主要な眺望点お よび景観資源の 改変の程度、主 要な眺望景観の 変化	主要な眺望点および景観 資源ならびに主要な眺望 景観に係る環境影響を受 けるおそれがあると認め られる地域
人と自然 との触れ 合いの活 動の場	工事の 実施	工事用車両の走行	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場の分布 利用環境の改変 の程度	主要な人と自然との触れ 合いの活動の場に係る環 境影響を受けのおそれが あると認められる地域
	存在・ 供用	施設が存在 施設関連車両の走行		
廃棄物等	工事の 実施	土地の改変	発生が見込まれ る建設副産物 (建設発生土 等)の種類およ び発生量	対象事業実施区域
	存在・ 供用	施設の稼働	焼却残渣等の発 生量	

環境要素 影響要因			予測する事項	予測地域・地点	予測の 基本的な手法
温室効果ガス	工事の 実施	重機の稼働	発生が見込まれる温室効果ガス等の種類および発生量等	対象事業実施区域	温室効果ガスの発生の特性を踏まえた事例の引用または解析による方法
		工事用車両の走行			
	存在・ 供用	施設の稼働			
		施設関連車両の走行			
文化財	工事の 実施	重機の稼働	直接変更の程度、周辺環境の状態変化、内部（庭園等）から見る風景の変化、アクセス特性の変化	有形の文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	有形の文化財についての分布または成立環境の変更の程度を踏まえた事例の引用または解析
		工事用車両の走行			
	存在・ 供用	施設の稼働			
		施設関連車両の走行			
伝承文化	工事の 実施	重機の稼働	直接変更の程度、環境の状態変化、アクセス特性の変化	伝承文化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	伝承文化への影響の程度を踏まえた事例の引用または解析
		工事用車両の走行			
	存在・ 供用	施設の稼働			
		施設関連車両の走行			

調査および予測の結果ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえ、以下の2つの観点で評価を行う。

<評価①：回避・低減に係る評価>

対象事業の実施により選定項目に係る環境要素におよぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか。

<評価②：基準または目標との整合に係る評価>

国または関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準または目標が示されている場合には、当該基準または目標と調査および予測の結果との間に整合が図られているかどうか。

環境影響評価のスケジュール

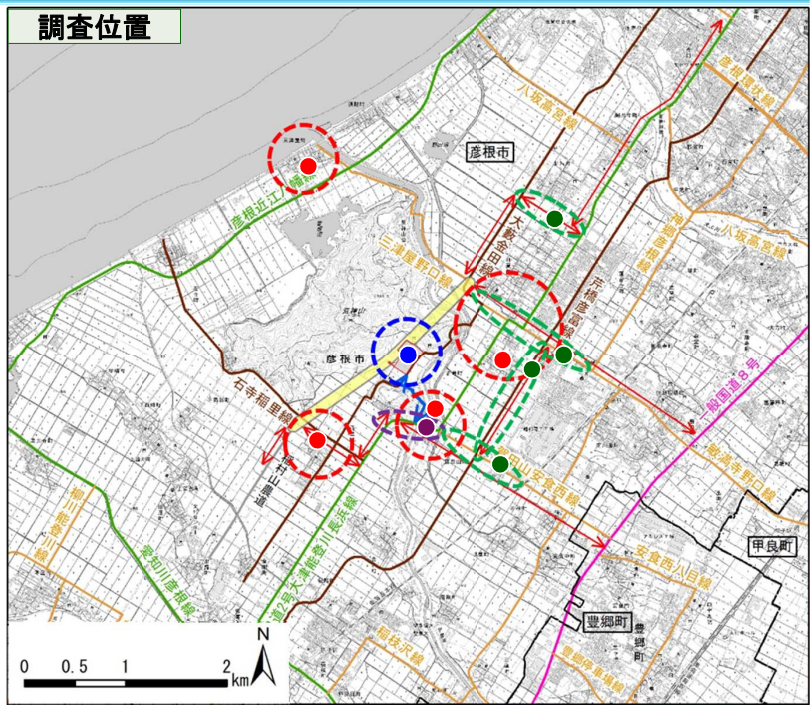
環境影響評価のスケジュール

項目	R1			R2						R3						R4						R5																																																	
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8																																								
配慮書	—			◎																																																																			
方法書																											—						◎																																						
現況調査																											—						—						—						—																										
準備書																											—						—						—						◎																										
評価書																																																					—						—						◎						

ご清聴ありがとうございました

参考資料

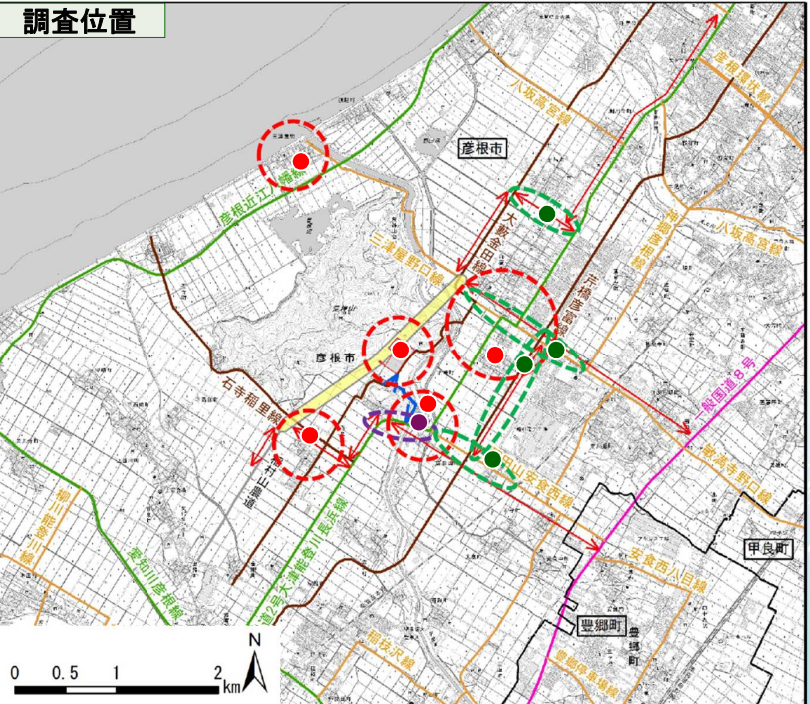
環境要素・調査項目		調査時期・頻度
大気質	一般環境 (二酸化硫黄・窒素酸化物・浮遊粒子状物質・有害物質※) 降下ばいじん	1週間×4季(春,夏,秋,冬) 1ヶ月×4季(春,夏,秋,冬)
	道路沿道環境 (窒素酸化物・浮遊粒子状物質)	1週間×4季(春,夏,秋,冬)
	地上気象 (風向・風速・気温・湿度・日射量・放射収量)	1年間(1時間値を連続測定)
	気象 上層気象	① 7日間(8回/日)×4季(春,夏,秋,冬) ② 1年間(1時間値を連続測定)
現地拡散実験		7日間(10ケース)×2季(夏,冬)



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 市道整備ルート帯(彦根市)※
 - 廃棄物等運搬車両の主な通行ルート
 - 工事用車両通行ルート
 - 一般国道
 - 主要地方道(県道)
 - 一般市道
 - 一般県道
 - 大気質(四季)調査地点(周辺集落代表地点4地点)
 - 大気質(四季)・地上気象(通年)・上層気象 調査地点(対象事業実施区域1地点)
 - 大気質(沿道環境)調査地点(1地点:工事用車両の走行・施設関連車両の走行)
 - 大気質(沿道環境)調査地点(4地点:施設関連車両の走行)
 - 候補地点
 - 候補地点
 - 候補地点
 - 候補地点
- ※このルート帯は100m幅で示したものであり、この帯の中で市道を整備する。

※: 塩化水素、水銀、ダイオキシン類
注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。

環境要素・調査項目	調査時期・頻度
環境騒音	平日・休日に各1回(24時間)
超低周波音	
環境振動	
道路沿道騒音	
道路交通振動	
交通量	
地盤卓越振動数	

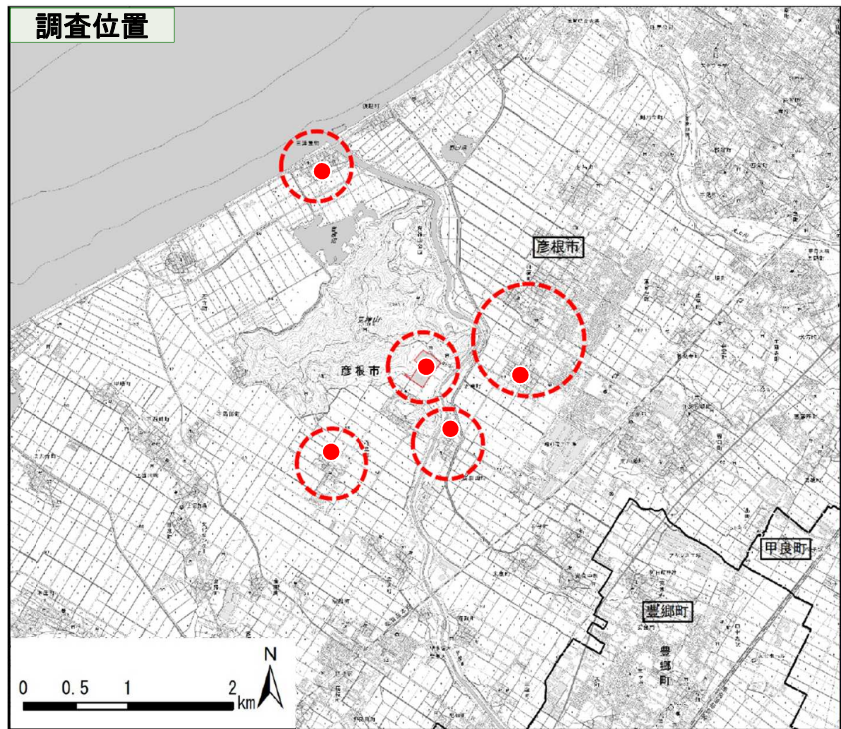


- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 市道整備ルート帯(彦根市)※
 - 廃棄物等運搬車両の主な通行ルート
 - 工事用車両通行ルート
 - 一般国道
 - 主要地方道(県道)
 - 一般市道
 - 一般県道
 - 環境騒音・超低周波音・振動調査地点(対象事業実施区域1地点、周辺集落代表地点4地点)
 - 道路交通騒音・振動調査地点(1地点:工事用車両の走行・施設関連車両の走行)
 - 道路交通騒音・振動調査地点(4地点:施設関連車両の走行)
 - 候補地点
 - 候補地点
 - 候補地点
- ※このルート帯は100m幅で示したものであり、この帯の中で市道を整備する。

注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。

環境要素・調査項目		調査時期・頻度
悪臭	特定悪臭物質濃度	2回 (夏季,冬季)
	臭気指数	
気象の状況		1年間 (1時間値を連続測定)

注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。

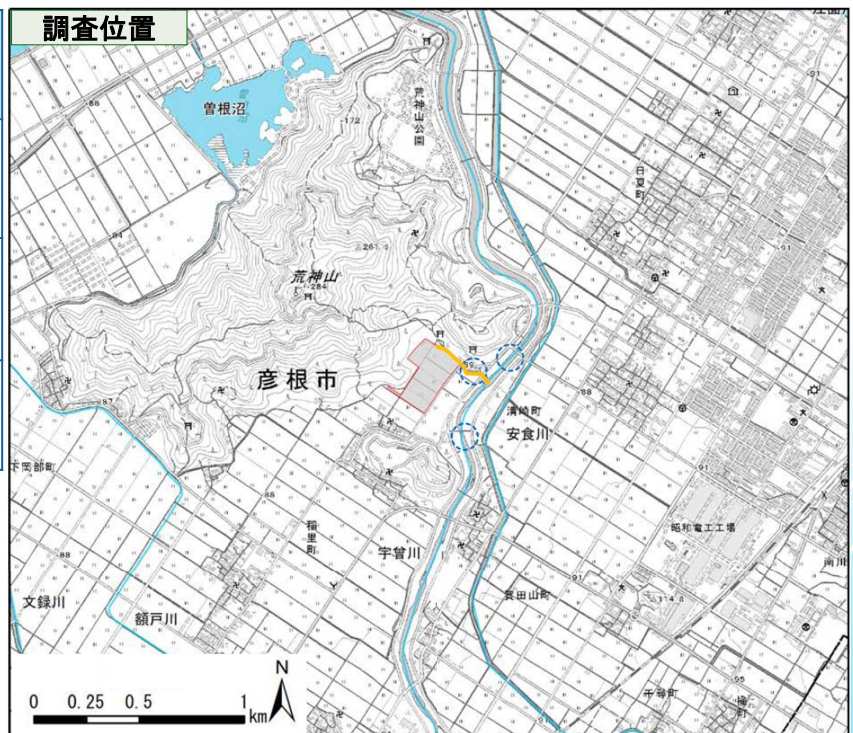


凡例

- 対象事業実施区域
- 悪臭調査地点 (対象事業実施区域1地点、周辺集落代表地点4地点) ●: 候補地点

環境要素・調査項目		調査時期・頻度
水質	降雨時の水質、流量の状況	降雨時(3回)
	土質の状況	1回 (任意の時期)
	降雨時の流れの状況	降雨時(3回)

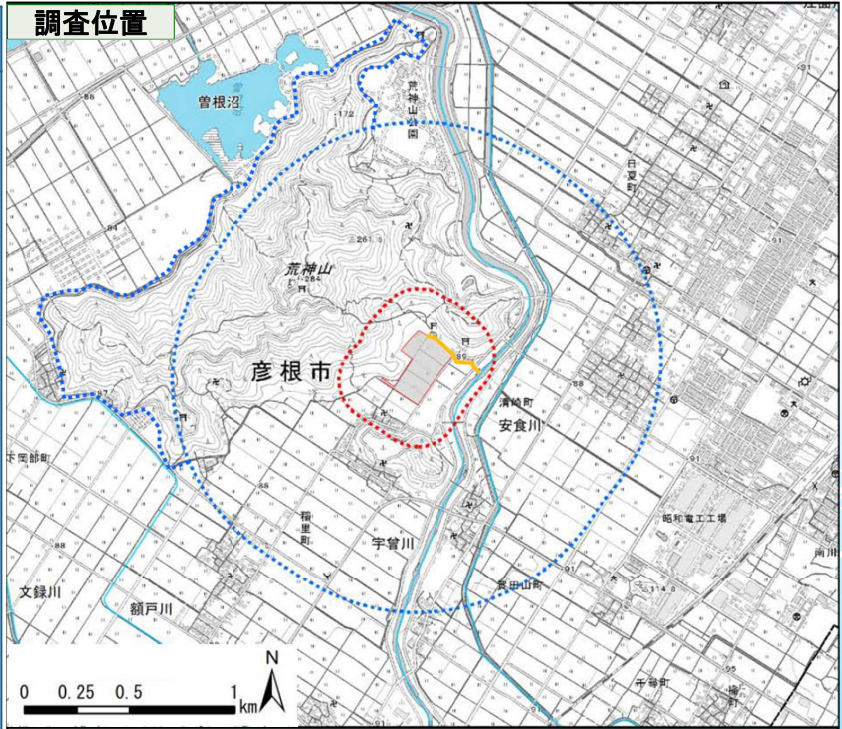
注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。



凡例

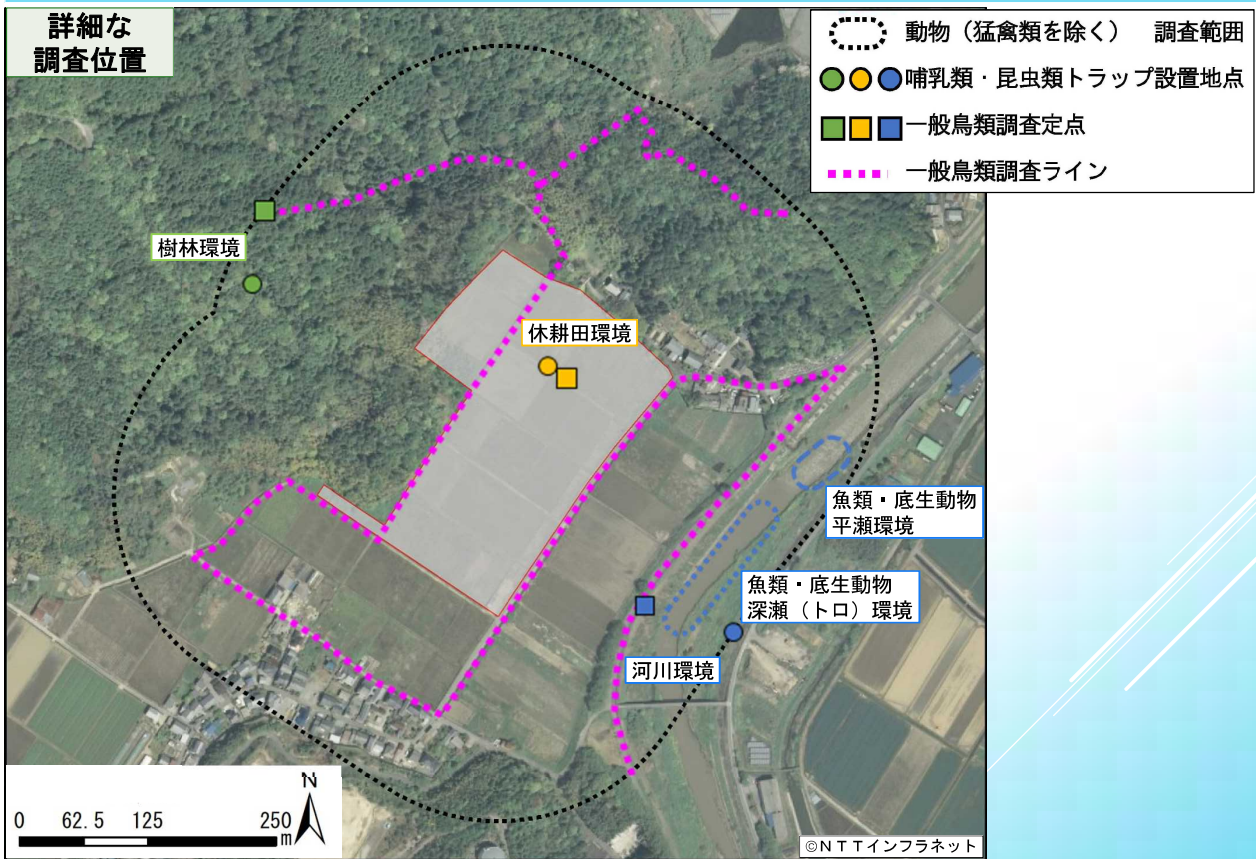
- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域からの排水経路
- 河川、湖沼
- 水質調査地点 (対象事業実施区域からの放流地点およびその合流前後の河川3地点)

環境要素・調査項目	調査時期・頻度
動物相の状況 哺乳類・ 一般鳥類・ 猛禽類・ 両生類・ 爬虫類・ 昆虫類・ 陸産貝類・ 魚類・ 底生動物	哺乳類・ 魚類・ 底生動物 ⇒4回 (春,夏,秋,冬) 両生・爬虫類 ⇒4回(早春,春, 初夏,秋)
動物 重要な種の 分布・生息の状 況および 生息環境の状況	一般鳥類 ⇒4回(春,初夏, 秋,冬) 昆虫類⇒4回(春, 初夏,夏,秋)
注目すべき生息 地の分布ならび に当該生息地が 注目される理由 である動物の種 の生息の状況お よび生息環境の 状況	猛禽類 ⇒14回 (2月~8月×2 営巣期) 陸産貝類 ⇒2回(初夏,秋)



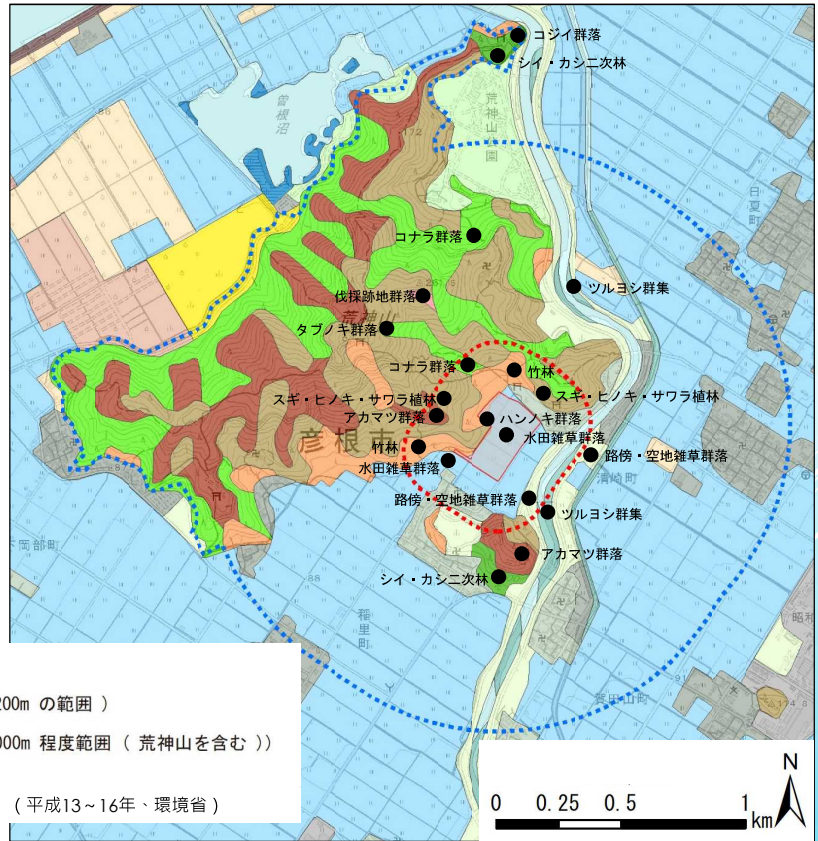
注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。

凡例
 対象事業実施区域
 河川、湖沼
 対象事業実施区域からの排水経路
 動物(猛禽類を除く)・植物相 調査範囲(対象事業実施区域から200mの範囲)
 鳥類(猛禽類)・植生 調査範囲(対象事業実施区域から1,000m程度範囲(荒神山を含む))



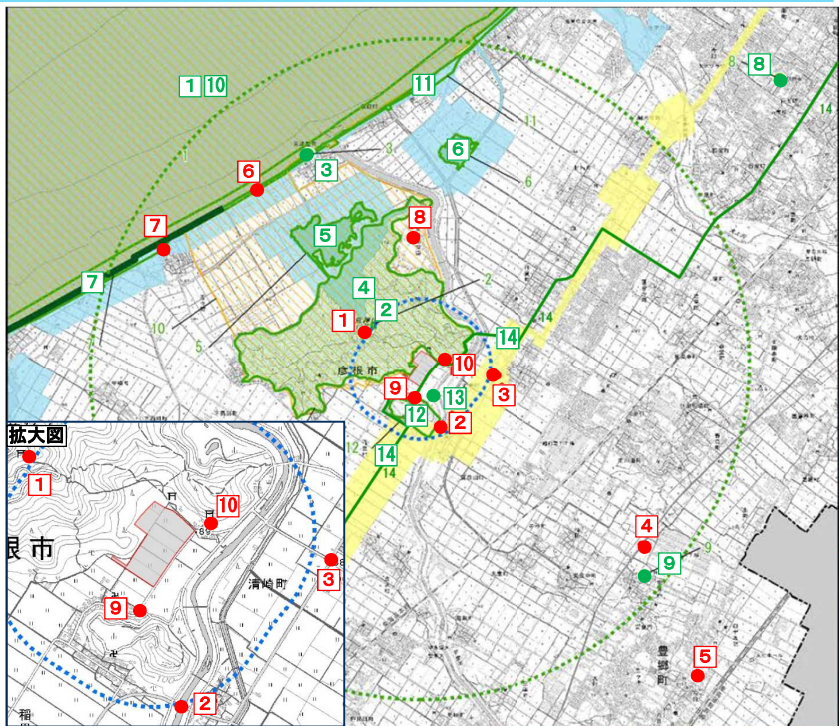
環境要素・調査項目		調査時期・頻度
植物	植物相および植生の状況	植物相： 4回(早春,春,夏,秋)
	植物の重要な種および群落の分布、生育の状況および生育環境の状況	植生： 1回(春~秋)
生態系	動植物その他の自然環境に係る概況	動物・植物と同様とする
	複数の注目種等の生態、他の動植物との関係または生息環境もしくは生育環境の状況	

注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。



- 対象事業実施区域
- 植物相 調査範囲 (対象事業実施区域から 200m の範囲)
- 植生 調査範囲 (対象事業実施区域から 1,000m 程度範囲 (荒神山を含む))
- 植生調査地点(コードラート)

環境要素・調査項目		調査時期・頻度
景観	主要な眺望点	主要な眺望点および景観資源ならびに主要な眺望景観に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間
	主要な眺望景観	4季(春,夏,秋,冬)
	景観資源	主要な眺望点と同様



No.	名称(設定根拠)
1	林道荒神山線 (f)
2	宇曾川大山橋 (a・b・c)
3	グリーンピア交差点 (a・b・c・e)
4	豊郷町国道8号 (b)
5	豊郷小学校旧校舎群 (b)
6	湖岸道路① (c・d)
7	湖岸道路② (c・d)
8	荒神山公園 (g)
9	西清崎(南)集落 (a・e)
10	天満天神社 (a・e)

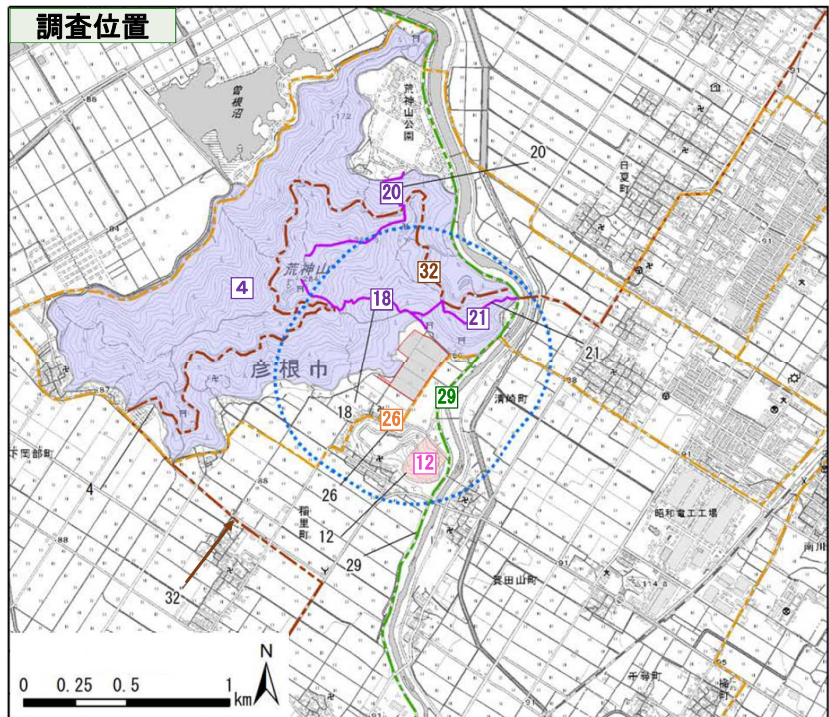
No.	名称
1	琵琶湖
2	荒神山のタブ林
3	三津屋のハマヒルガオ群落
4	荒神山
5	曾根沼
6	野田沼
7	石寺浜並木
8	明照寺庭園
9	阿自岐神社庭園
10	琵琶湖国定公園
11	彦根長浜湖岸風致地区
12	山崎山(古城山風致地区)
13	宇曾川沿いの桜並木
14	朝鮮人街道*

* 朝鮮人街道については、街道周辺に広がる農地や集落を景観資源とする。

注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。

- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 主要な眺望点
 - 景観資源
 - 彦根市景観計画
 - 景観資源(琵琶湖国定公園)
 - 朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域
 - 琵琶湖・内湖景観形成地域

環境要素・調査項目	調査時期・頻度
人と自然との触れ合いの活動の場の概況	4季 (春,夏,秋,冬)
主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況および利用環境の状況	

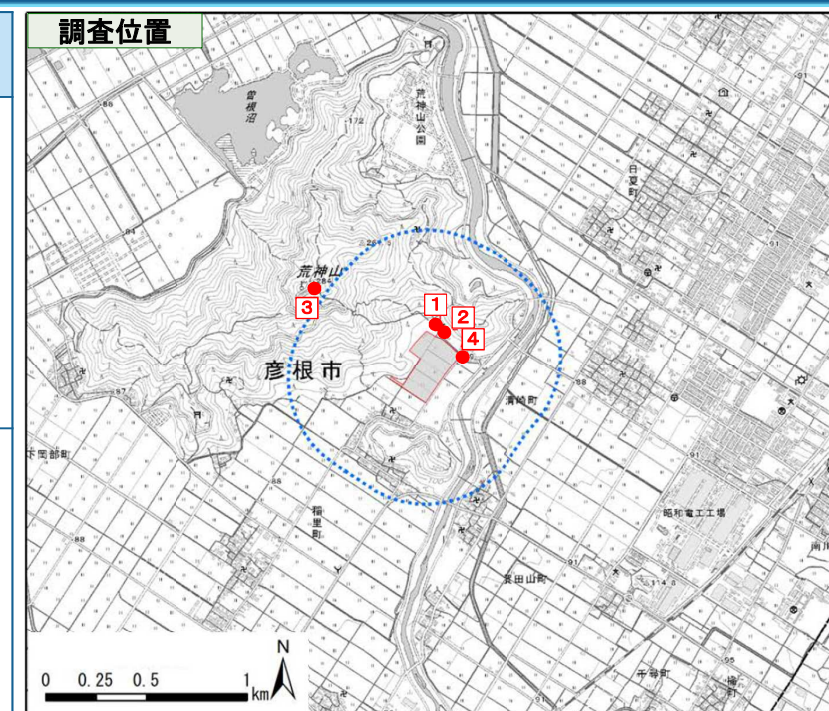


No.	名称
4	荒神山
12	山崎山城跡
18	本坂
20	三角点コース
21	天満コース
26	66 かまどコース
29	ホントの宇曾川ルート
32	特別史跡を行く-安土城跡と彦根城跡

注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。

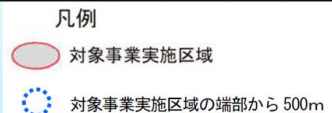


環境要素・調査項目	調査時期・頻度
文化財 有形文化財等の分布状況	有形文化財等の特性を踏まえて調査地域における有形の文化財に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯
伝承文化 地域に密接に関連する伝承文化の状況およびその歴史	伝承文化に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯



No.	名称	備考
1	荒神山神社遥拜殿	彦根市指定文化財
2	荒神山神社鳥居	国登録文化財
3	荒神山神社本殿ほか	彦根市指定文化財・国登録文化財
4	荒神山神社参道の道標	

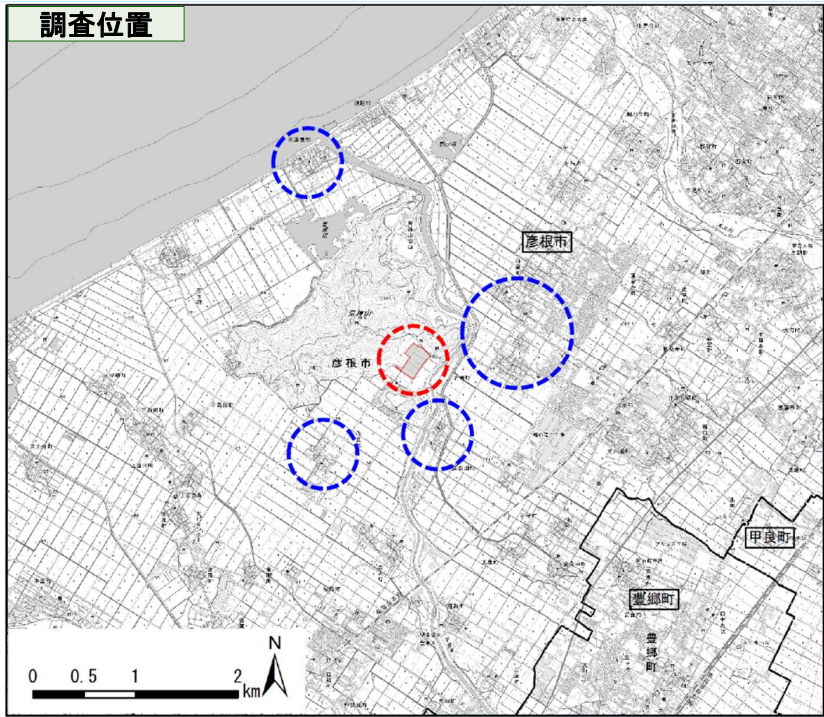
注) 現地調査の他、文献その他の資料による情報収集を行う。



環境要素・調査項目		調査時期・頻度
水質 (水の汚れ)	生活環境項目※1	無降雨時の4回 (春,夏,秋,冬)
	有害物質※2	無降雨時の2回 (夏,冬)
	流量	無降雨時の4回 (春,夏,秋,冬)
土壌 (汚染)	土壌のダイオキシン類および土壌環境基準項目	1回 (任意の時期)

※1: 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、溶存酸素量、大腸菌群数、水温、透視度

※2: カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 土壌(汚染)調査地点(ダイオキシン類:対象事業実施区域1地点)
 - 土壌(汚染)調査地点(ダイオキシン類および土壌環境基準項目:周辺集落代表地点4地点)

注) 水質(水の汚れ)の調査地点は水質(p.47)と同様。